



津山っ子はぐみQ&A

今月のポイント — 地域の青少年育成指導委員 —

Q 新学期が始まり環境が変わったせいか、子どもの生活が少し乱れたように感じます。この先、不良行為に走らないかと心配なのですが、外でどのように過ごしているのか、なかなか目が届きません。地域などでも指導してもらえる体制はあるのでしょうか？

A はい、あります。青少年育成センターでは、日ごろから4人の指導員が地域を巡回しています。そしてこの活動をより細やかにするため、ボランティアとして現在170人の青少年育成指導委員が地域にいます（今年度は250人に増員する予定）。委員は地域の子どもたちへの声かけや指導のほか、環境地図づくりや研修会、ときには深夜の街頭指導を行っています。また、不審者情報が入ったときは、それぞれの青少年育成指導委員に連絡が入り、地域で注意していく体制を取っています。

環境が変わると、子どもも不安を感じたりストレスを感じたりします。多くの子どもはそれを乗り越えて成長していきますが、なかにはつまずく子も。子どもからの小さなサインを見逃さないように注意しましょう。心配があれば青少年育成センターや学校に相談してください。

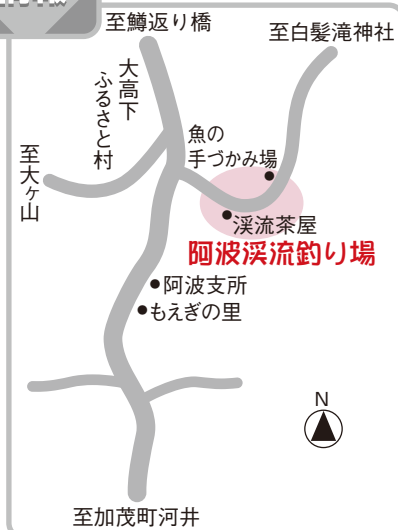
**青少年についての
悩みごと相談時間**
午前9時～午後5時
(月曜～金曜日)

青少年育成センター
さあいざ、はろーこー
市役所東庁舎3階 31-8650

家族のこと、友だちのこと、青少年の
悩みごと、ご相談ください。



スポット情報



エコロジー

外来生物にご注意を!!

外来生物って何？

アメリカザリガニやホテイアオイなど、日本には生息してなかったのに、人間によって外国から持ち込まれた動植物のことです。本来すんでいた生き物が駆逐されるなどの問題があります。

外来生物を飼ってもいいの？

外国のカブトムシ、クワガタなどの外来生物は飼育はできますが、逃がしたり捨てたりしないようにしましょう。カミツキガメやアライグマなど、特に生態系に影響を及ぼす特定外来生物は許可がないと飼育できません。また、植物についてもむやみに繁殖しないよう注意する必要があります。

特定外来生物を見つけたら？

持ち帰って育てたり繁殖させてはいけません。ただし、その場ですぐ放すのであれば問題ありません。また特定外来生物でも、ブラックバスやブルーギルなどは釣ることはできます。ただし釣った魚を飼ったり、ほかのところへ放流してはいけません。

外来生物については環境省のホームページをご覧ください。
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



外来生物は
日本に2,000種類も
おるのじゃよ。

環境奉行「エコロジ」

問い合わせ先 環境生活課 32・2055



Spot.14 阿波溪流子ども釣り大会

歓声が溪流にこだまする！



溪流釣り場の富倉長雄さんは、「この大会は毎年好評で、子どもの楽しそうな声が響き渡ります。」

鳥取との県境に接する阿波地域は、山紫水明の清らかな里です。澄み切ったきれいな溪流では、水の美しさとやさしいせせらぎの音に、心が安らぐようです。

ここにある「阿波溪流釣り場」は1年中釣りが楽しめますが、5月のこどもの日には「子ども釣り大会」が開催され、ふだんは静かな里が大勢の子どもでにぎわいます。

子ども釣り大会は今年で24回目になる人気のイベント。全長3キロメートルの釣り場では、ニジマスやアマゴなどが放流され、釣った魚の重さで順位を競います。昨年の大会では重さ2キロのマスの大物が釣れていました。

第24回 阿波溪流子ども釣り大会

とき 5月5日(祝)午前7時～正午

ところ 阿波溪流釣り場

対象 小学生以下

参加費 1,600円

問い合わせ先 阿波溪流釣り場内「溪流茶屋」

☎ 46-2077 (火曜日は定休日)

大人も対象にした釣り大会は4月29日(祝)
(24ページに関連記事)

きれいな川の中で遊ぶ機会があまりない現代で、ここはとても貴重な場所です。

川での魚釣りって、子どもには珍しい体験かもしれないですね。「貸し出し用もあります。自分の釣りざおを使ってもかまいません。大会で釣った魚は計量した後、会場で炭焼きにして食べてください。家庭にあるバーベキューのセットを持ってきてもいいんですよ」と富倉さん。ぜひ、おいしい魚を釣ってください。

続！ 架空請求はがきにご注意！



「下記のような内容のはがきが届きました。これまで届いた身に覚えのないはがきは無視していましたが、今回届いたはがきでは、訴訟を起こしたと書かれており、心配で電話をかけてしまったのですが…」

未納の料金について、民事訴訟として訴状の提出がされたことを通知します。裁判の取り下げの相談を受けるので、はがきの電話番号へ連絡をしてください。プライバシー保護のため、本人から連絡してください。

★対応は・・・

やはり架空請求と思われます。身に覚えのないものは、連絡を取ったりせず、無視してください。連絡をすると、新たな個人情報聞き出されたり、「料金」を請求される恐れがあります。はがきの内容も巧妙になってきているので気をつけましょう。電話をかけてしまった場合は、以後連絡を取らないでください。

困ったときには、市民相談室へ！！

消費生活専門相談員が対応します！！

相談時間 月～金曜日の午前9時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

ところ 市役所1階市民相談室 ☎ 32-2057

問い合わせ先 環境生活課 ☎ 32-2056

